



学生納付特例制度について

学生の方も20歳になったら、必ず国民年金に加入し、保険料を納めることになります。しかし、本人の収入が少なく、納付することが困難な場合は、在学期間中の保険料が猶予され、後払いできる「学生納付特例制度」があります。

■学生納付特例の承認期間／平成22年4月～平成23年3月

在学期間中、毎年度（毎年4月以降）申請が必要です。

■学生納付特例期間の承認を受けた方／

この特例期間については、年金の受給資格期間には算入されますが、年金額に反映されません。

そこで、承認を受けた期間で10年以内の期間であれば、さかのぼって納めることができる「追納」をすることができます。追納することにより、老齢基礎年金の年金額に反映されるようになります。

ただし、追納する場合の保険料額は、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降から申請当時の保険料額に加算額がつきます。

手続きに必要なもの

年金手帳、印鑑

学生証若しくは学生証の表裏の写し又は在学証明

（平成23年3月31日まで有効期限が確認できるもの）

※代理人が申請に来られる場合は、本人確認のできるもの（免許証、パスポート等）

また、申請者と代理人が別世帯の場合は、委任状が必要になります。

65歳以上の高齢者に対し 「基本チェックリスト」を送付します

町では、誰もが健康で生活できるよう、生活機能の低下がないかを判定する「基本チェックリスト」を送付します。基本チェックリストが届いた方は、必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒でご返信ください。

■対象／4月1日現在65歳以上の方（介護保険の要介護・要支援者は除く）

■記入方法／基本チェックリストと一緒に送付する記入例をご覧ください

■返信期限／4月23日（金）

■返信先／住民ほけん課 高齢福祉担当

町では、返信いただいた基本チェックリストを集計し、「生活機能評価」の実施が必要とされた方には、6月上旬頃にその詳細をお知らせします。

生活機能評価によって選定された特定高齢者の方に対して、運動などの介護予防事業を実施し、要介護状態にならないように予防します。

※特定高齢者とは、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者の方です。

※長寿科学振興財団ホームページの健康長寿ネットでも生活機能チェックができます。

（URL <http://www.tyoju.or.jp>）

4月1日から教育文化振興課の一部業務の 窓口及び直通の電話番号が変わります

教育文化振興課の社会教育担当業務と文化振興担当業務が、中央公民館から役場第二庁舎2階に移ります。

ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

■窓口／役場第二庁舎2階 教育委員会内

■直通電話／☎ 990-9011